

## 第2回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日 時 平成24年3月30日(金) 午後1時30分～

会 場 小田原市生涯学習センターけやき 大会議室

出席者

■委 員：吉田委員長、工藤副委員長、小澤委員、三宮委員、畠山委員、廣井委員、二見委員、松木委員、三浦委員 \*欠席：佐藤委員

■市職員：荻谷人権・男女共同参画課長、菊地人権・男女共同参画係長、橋本主査

傍聴者 0人

会議内容

○吉田委員長

ただ今から第2回人権施策推進委員会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

なお、佐藤委員におかれましては、御都合により欠席されておりますので、皆様、ご承知おきいただきたいと思います。

まず、本日の会議にあたり事務局から報告がありますのでお願いいたします。

○事務局【荻谷課長】

皆様、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議の出欠状況につきましてご報告させていただきます。

ただいま、委員長からもお話がありましたように、佐藤委員が欠席ということで、本日は委員9名にご出席をいただいております。推進委員会設置要綱第7条の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料でございますけれども、会議次第、委員名簿、事務局出席者名簿、資料1として「小田原市人権施策推進委員会」の委員からの質問事項に対する回答、資料2として小田原市における人権施策の取り組み状況(人権・男女共同参画課が所管する事務事業)ということで、ご用意させていただきます。

資料に不足がございましたら、恐れ入りますが、挙手にてお知らせいただきたいと思います。

○吉田委員長

それでは、早速ですが議事を進行いたします。

本日の議題の(1)「委員から寄せられた意見等について」を議題いたします。

前回の委員会資料のうち、「小田原市における人権施策の取組状況」について、先の委員会の場ではあまり時間がございませんでしたので、詳細について質疑ができませんでした。過日、事務局から委員の皆様の様式を送付し、皆様からお寄せいただいたご質問・ご意見について、所管からの回答を取りまとめたものが資料1でございます。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局【荻谷課長】

それでは、説明をさせていただきます。お手元に資料1をお配りいたしましたので、そちらをご覧くださいと存じます。

皆様から第1回の委員会後にお寄せいただきました質問が全部で37件ございました。そのうち人権教育・啓発の推進につきましては8件、相談・支援の充実につきましては9件、分野別施策の推進が17件、その他3件ということで合計37件でございます。前回ご指摘いただきましたおりに所管課ごとに分類してございます。ちなみに機構順ではありませんが、教育指導課から7件、人権・男女共同参画課が5件、職員課3

件、子育て政策課5件、障害福祉課、青少年課、高齢介護課、情報システム課がそれぞれ2件、健康づくり課が3件、保育課、市立病院経営管理課、地域安全課、図書館、福祉政策課、防災対策課が1件となっております。

一つ一つ説明してまいりますと、時間がございませんので、私ども人権・男女共同参画課が関係するものを中心に説明させていただき、それ以外については後ほど確認していただきたいと思います。

まず、人権教育・啓発の推進の学校教育について、3の「スクールカウンセラー」の配置の関係がございます。こちらにつきましては、委員さんからの質問事項ということで記載させていただいてございますが、「スクールカウンセラー」は具体的にどのような活動をしているのか、また、その効果はということでご質問がございました。これにつきましては、右側の回答欄にございますように、子ども及び保護者の相談にのっている、内容につきましては長期欠席、友人関係、学習関係等様々でございます。また、不登校者に対しましては家庭訪問する場合もあるということです。また、スクールカウンセラーは学校の教員とは異なる視点を持って関わっているの、具体的な悩みの解消、問題解決に良い働きかけができるということです。

次に、社会教育について1件御質問いただきました。質問の内容につきましては、小・中・高校と協働して、若いうちから「男女共同参画」「DV」「セクハラ」等の内容に関して講演してはどうかというご質問がございました。件数は少ないですが、これまでも出前講座に出講してまいりました。最近では「デートDV」もクローズアップされてきたということで、24年度から学生・一般を対象にDVの講座を設置する予定でございます。

「特定職業従事者に対して」は、職員課の関係3件、職員研修の実施についてご質問いただきました。具体的な研修内容、研修に対する受講者の感想についてのご質問でございました。職員研修といたしましては、実施回数がこのところ少なくなっておりますが、現在、人権に関する研修は4月初めに県西地域2市8町の新採用職員を対象とした共同研修を実施しています。この研修に「人権」という科目を入れ、小田原市の担当職員が講師となり、人権とは、人権をめぐる動き、平等と差別、それぞれの分野の主だった人権課題等について、ビデオと講義、グループ学習など工夫して実施しています。

受講者の感想ですが、ご質問では否定的な意見があったかということですが、特に否定的な意見はありません。職員課では、研修終了後に研修内容について受講者にアンケートをとっていますが、研修自体は必要だという意見が多いと伺っています。

2つめの主事昇任前研修ですが、これは小田原市職員を対象とした研修ですが、新採用職員のうち4年生の大学を卒業した職員約50名を対象に主事に昇任する前に実施する研修です。受講者の感想は、この研修が昇任試験の内容で実施する研修ということで、どの受講者も熱心に受講し、研修に対する否定的な意見はございません。

3つめの臨時的任用職員研修ですが、臨時職員についても職員としての倫理観を持っていなければいけないということで、人権の研修も実施しています。受講者の感想は、これについても特に否定的な意見はございません。

「児童相談」の実施及び障がい者相談支援事業、「青少年相談」の実施、それから介護相談員派遣事業、これらに共通したご質問をいただきました。

例えば、「女性相談」では、「婦人相談員」が対応しているが、各種相談において「社会福祉士」や「精神保健福祉士」が対応することもあるのかというご質問です。また、人数的に市役所内で対応しきれているのか、外部委託などによる対応などもあるのかというご質問です。

これについては、回答欄にもあるように、必ずしも資格を持った専門の相談員ということではないんですが、必要に応じてケースワーカーあるいは専門の職員、保健師、看護師などの資格を持っている職員など、所管課とヒアリングしながら職員課で配置をして対応しています。

次に、分野別施策の推進のところの女性の人権ですが、「パープルリボン・プロジェクト」の実施につきましては、DVの問題ですが、最近多くなっていますが、この取組みがどのくらい市民に知られていると担当課では受けとめているかというご質問でございました。

これにつきましては、市内の登録女性団体と協働して昨年、一昨年とパープルリボンを配布するなどDV防止に向けた取組みをしております。人権・男女共同参画課では一部の者に対してしか周知ができていないと受けとめております。さらに啓発活動を充実していく必要があると考えています。そのために、幅広い階層に対して、最近ではデートDVも問題となっておりますので、そのへんも絡めながら様々な機会を通じて啓発をしていきたいと考えております。今年度の取組みにつきましては、そこに記載してございますように、神奈川県が作成しました「DV相談窓口のご案内」という名刺サイズの相談カードがありますが、それに小田原市人権・男女共同参画課の連絡先を印字して、市内の医療機関あるいは大型の商業施設、市役所の女子トイレに配架をして相談窓口の周知を図ったところでございます。

それから、各課の人権に関する取組み状況についてご意見をいただいておりますが、回答については後ほどご覧いただきたいと存じます。

○吉田委員長

それぞれお出しになったご質問に対する回答をご確認いただきまして、ただいまの事務局からの説明につきまして重ねてご質問、ご意見等がありましたらいただきたいと思っております。

それにつきまして第2の議題として人権・男女共同参画課が所管している事業等の説明が重ねてございますので、当課の事業についてをはずしてその他の課についての事業についてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

○事務局【荻谷課長】

ただいま、私どもの所管する事業及び関連する事業について説明させていただきましたが、そのほかの事業については詳細についてこの場でお答えできかねますので、ご質問いただいた内容については、持ち帰らせていただくことでご了承いただきたいと思っております。

○吉田委員長

皆様、お考え中ですので、私から質問出したことについて、意見を言わせていただきます。防災対策課にお伝えしていただきたいのですが、9ページのその他のところで、災害対策の関係で災害時の放送による警告などは誰でもわかる仕組みになっていますかという質問ですが、外国籍の方や高齢の方が念頭にあって、その回答欄をみると、防災行政用無線とかメールの配信、放送など様々な方法で記載してございますが、私が住んでいる藤沢では、防災用無線が今年の3月11日の災害時に一番有用であったようなんですが、高齢の方の場合、屋内に居た場合、音が小さくて聞こえなかったというクレームがあったり、あるいは誰でもわかる言葉で話しているだけでは、外国籍の方は異常事態が発生したということがわからないという状況があり得るので、誰でもわかる異常音を発するとか、工夫が必要だと思います。そういう状況に対する具体的な対策として、どういうふうになっているかという趣旨でご質問しま

したが、もし可能でしたら取組みを防災対策課にお聞きいただければと思います。ちなみに藤沢は聞こえなかったというクレームに対して防災無線を増設したということです。ですから、もし可能であれば防災対策課にお伝えいただき回答いただければと思います。

○廣井委員

日本の至る所での子どもの虐待の話を聞いたりしまして、何か残念な結果みたいな話が多いんですが、小田原市としてはどのような取組みが行われているのか。

これを見ますと、平成 22 年度個別ケース検討会議 87 回、それから実務者会議 4 回、代表者会議 1 回となっており、もちろん皆さん努力されていると思いますが、連携とか機能の点でどうなのか、あまり具体例は話せないと思いますが、大まかなものでいいですから具体的な事例を一つでもいいですから取上げていただいて、小田原市としての児童虐待について、実際どういうものがある、どういう取組みをしたのかという具体的な話をしていただくとよくわかると思います。

○吉田委員長

担当課がこども青少年部子育て政策課でございますので、持ち帰っていただき、次回に回答いただくことになるかと思います。

○事務局【荻谷課長】

ただいまの質問に関しましても、持ち帰って後日回答させていただきます。

○吉田委員長

ほかに、ご質問ございますか。それでは、議題の（2）に移りまして、人権・男女共同参画課が所管している事業についてでございますが、まず、これにつきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局【荻谷課長】

それでは、議題（2）「人権・男女共同参画課が所管している事業について」を説明させていただきます。

先ほどの資料 1 の委員さんからの質問に対する回答と重複する部分があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

恐れ入りますが、お手元の資料 2 をご覧いただきたいと存じます。

資料 2 「小田原市における人権施策の取組状況（人権・男女共同参画課が所管する事務事業）」でございます。

この資料は、第 1 回の委員会の際に、「資料 4 小田原市における人権施策の取組状況」として、委員の皆様にお示しした資料から、人権・男女共同参画課の所管に係る事務事業を抽出したものでございます。

人権・男女共同参画課は、平成 23 年 4 月 1 日の機構改革で、庁内 7 課から人権に関わる事業が移管されました。その所管事務は、極めて多岐にわたっております。大きく 5 つのカテゴリーに分類いたしますと、小田原市人権擁護委員会に関する事、外国籍住民支援事業に関する事、保護司会や社会を明るくする運動などの犯罪加害者の自立・更生保護活動支援事業に関する事、ワークライフバランスや女性のエンパワーメントなど、男女共同参画推進社会の実現に関する事、この中には DV 被害者支援を含みます。さらに、当委員会の運営や人権講演会の開催、同和対策など、人権施策推進に関する事となっております。

それでは、資料 2 に基づきまして順次説明をいたします。本市における人権施策 177 事業のうち、35.6%にあたる 63 事業が人権・男女共同参画課の所管でございます。その主なものについて説明させていただきます。

なお、第 1 回委員会でもご説明いたしました、同一事業について指針の体系により整理した関係で、事業等の捉え方により、重複して該当する場合は、それぞれに記載しておりますので、あらかじめご承知おきください。

人権教育・啓発推進としては 18 事業がございます。

まず、1 の「学校教育」について、「人権関係資料の整備」でございま

す。人権教育・啓発の推進を図るため、人権に関わるビデオ 50 本、書籍を人権・男女共同参画課の交流スペースに配架いたしまして、希望者に貸し出しをしております。

次に、社会教育において「男女共同参画に係る出前講座への出講」ですが、生涯学習システムの「きらめき出前講座」のメニューとして、市民のところに職員が出向きまして、お話をさせていただいております。平成 23 年度は「男女共同参画について」のメニューで、1 回のみでしたがご依頼がございました。

次に、3 の市民啓発のうちの「小田原市主催による人権メッセージパネル展の開催」です。これにつきましては、多くの人々に人権の大切さについて楽しく気軽に触れていただきたいとの思いから、芸能・スポーツ・文化・芸術などの分野で活躍する著名人に寄せていただきました「人権メッセージパネル」30 枚を、市役所広報展示ロビーに 1 週間展示をいたしました。ちなみに昨年の 11 月 1 日から 17 日まで展示をさせていただきました。また、公益財団法人日本ユニセフ協会が作成した子どもの権利条約に関するパネル 10 枚を借用いたしまして、役所の広報展示ロビーにて「14 人権パネル展」を開催いたしました。こちらにつきましては、11 月 21 日から 12 月 1 日まで展示いたしました。

次に、「おだわら女性プラザの運営」ですが、小田原駅前音羽プラザビル 2 階に女性の交流スペースとして、おだわら女性プラザを設置いたしまして、女性の情報交換や活動の場を提供しています。平成 23 年度の利用実績ですが、1 月末のデータで利用者 4,307 人、うち授乳室の利用者は 171 人でございます。

次に、「中学生人権作文コンテスト」「小学生人権ポスターコンテスト」でございますが、小田原市人権擁護委員会が主体となり、小中学生に人権について考える機会として開催しております。

また、「小田原市社会を明るくする運動中学生作文コンテスト」は、今年度新たに開始した取組でございます。保護司を中心とした小田原市社会を明るくする運動推進委員会が主体となって、犯罪のない明るい社会の実現を目指す運動への理解を深める目的で開催しております。

次に、「人権を考える講演会」ですが、毎年 12 月の人権週間の前に、人権についての正しい理解と認識を深める機会として開催しております。平成 23 年度は、不慮の事故で障害者となられました濱宮郷詞はまみやさとしさんに講師をお願いし、「困難を乗り越え強く生きる」と題し、心のバリアフリーについてお話しいただきました。生涯学習センターけやきのホールを会場に開催しましたが、458 名の来場者がありました。この来場者を対象に指針・人権パネル展・パープルリボン運動の案内をしたほか、「人権啓発リーフレット」を作成し、配布いたしました。また、講演会の PR を兼ねて「人権啓発用ポスター」を作成し、市内自治会掲示板に掲出いたしました。

次に、更生保護活動では、「小田原市社会を明るくする運動」実行委員会の事務局として 7 月の強化月間を中心に、小田原駅前や川東地区商業施設、小田急線沿線での街頭啓発活動や、市内 51 箇所でのミニ集会を開催したほか、「更生保護に係るチラシ」を市内全ての自治会に回覧して保護司や更生保護制度についての理解と普及に努めました。

次に、人権週間においては、小田原市人権擁護委員会により「FMおだわらを用いての啓発」や小田原駅アークロードでの「人権週間街頭啓発」を実施しております。

「職員に対する人権研修の充実」としては、当事者の声を聞く機会として、人権団体等が主催する講演会や研修会等に、関係各課の職員を派

遣するなど、人権に対する職員の意識の向上を図っております。

次に、相談・支援の充実でございます。3ページから4ページにかけてまして、相談・支援の充実として9事業ございます。

冒頭でもご説明いたしましたが、人権施策に係る総合窓口として昨年の4月1日の機構改革で「人権・男女共同参画課」が新設され、これに伴いまして、従来は別々の課で担当していたDV被害者に対する支援と啓発を集約し、「DV対応に係る体制を一元化」して推進することとなりました。

神奈川県内の人権に関わる相談窓口を冊子にまとめた「人権相談窓口一覧（県作成冊子）」を関係所管課に配布し、相談機関の連携を図ったほか、法務大臣から委嘱され、人権擁護活動を実施している「小田原市人権擁護委員会に活動支援」として、補助金を交付するとともに、当該団体が小学校3年生・4年生を対象に実施している「子どもの人権教室」の開催について事務的補助をしております。

次に、専門相談員の確保と養成としましては、「売春防止法」第35条及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第4条に基づきまして、「婦人相談員」1名を配置し「女性からの相談」に対応しております。特に、異性からの暴力、いわゆる「DV相談」に対しては、相談者への助言や必要に応じて一時保護などの措置を行っております。相談件数ですが、平成23年度上半期の相談者178人のうち、DVに関する相談が126件ございました。

次に、市民団体や関係機関との連携です。

市民団体や関係諸機関との連携として5つの事業がございます。「人権NGO等が実施する啓発活動の支援」といたしましては、人権NGOなどが実施する人権啓発活動等に対して、補助金の交付や名義後援を実施しております。

次に、分野別施策の推進でございます。まず、女性の人権として16の事業がございます。

初めに、「パープルリボン・プロジェクトの実施」ですが、女性に対する暴力撤廃国際日である11月25日を中心に、市内で活動する女性団体と共同でDV撲滅のシンボルであるパープルリボンを作成し、「人権を考える講演会」や女性団体の主催事業において配布し、意識啓発をいたしました。女性団体との共同によるパープルリボン・プロジェクトは、平成22年度に続き2年目です。地道な活動ではありますが、着実に市民に浸透していると感じておりますので、今後も運動の定着を目指して継続して実施してまいりたいと思います。

次に、「男女共同参画社会づくり啓発イベント スプリング・トークの開催」と「女性問題情報紙 おだわらの風の発行」でございます。公募による「おだわら男女共同参画市民委員」と行政が、共同で企画・実施をしております。

今年度は、5名の市民委員が約20回の会議を重ね、スプリングトークは去る3月10日に、本日の会場である「けやき」のホールにて、タレントのダニエル・カール氏を講師に招き、男女共同参画のヒントを分かりやすく提案する講演会を開催しました。また、女性問題情報紙は12月に第39号を、3月に第40号をそれぞれ9,500部発行し、自治会を通して各ご家庭に回覧をさせていただきました。

次に、「女性団体代表者会議の開催」でございます。市内で活動する女性団体とネットワークを形成する機会として、年5～6回の会議や研修会の開催のほか、パープルリボン・プロジェクトなどを実施しております。

「女性問題に関する調査研究」といたしましては、庁内に、副市長を会長とする「小田原市女性行政推進協議会（現：小田原市男女共同参画推進協議会）」を設置し、各部署の庶務的機能を有する課の課長を協議会員に任命するとともに、各部の推進管理者として位置づけておりますが、この研究部会の下部組織として、男女共同参画に関連する所管の若手職員からなる研究部会を組織し、「女性問題に関する調査研究」を行っております。平成 22 年度は「職員意識調査」を実施いたしました。

また、「女性問題に関する図書・資料・情報」を収集するとともに、人権・男女共同参画課の交流スペースや女性プラザにおいて、資料の閲覧を行っております。

次に、「企画展の開催」でございます。女性プラザにおいて、男女共同参画週間や「DV防止週間」においてパネル展示を行い、啓発情報の発信に努めているところでございます。

次に、女性の、いわゆるエンパワーメント施策といたしましては、「株式会社 日立インフォメーションアカデミー小田原研修センター」の御協力によりまして「女性とパソコン講座の開催」、公益財団法人 神奈川県労働福祉協会との共催で「女性のための就業支援講座の開催」のほか、審議会等の政策・方針決定過程で活躍する女性の人材育成の機会として

「女性のエンパワーメント講座」を開催しております。また、子育て中の女性が審議会等に委員として参画する環境を整えるため、「審議会等出席者の託児ボランティア派遣」事業を行っております。

次に、同和問題として 5 つの事業がございます。

まず、「同和関係運動団体が実施する相談事業」や「啓発事業」に対して活動支援を実施しております。また、同和問題解決の妨げになっている「えせ同和行為の排除に向けて」、新採用職員への研修や「えせ同和行為対策セミナー」への職員の参加、「えせ同和行為に係る対策チラシを配架」するなど、同和問題解決に向けての取組みを実施しております。

次に、外国籍市民の人権についてですが、4 つの事業がございます。

まず、「通訳・翻訳ボランティア」事業でございますが、日本語に不慣れた市民が官公庁に窓口を利用する際に、あらかじめ市に登録していただいたボランティアに通訳を依頼するものです。現在、77 人のボランティアが登録し、13 言語に対応しております。

次に、「医療通訳派遣システム事業の共同運営」ですが、神奈川県が中心となり、市町村、医療機関が共同で、特定非営利活動法人 多言語社会リソースかながわ（M I C かながわ）と協力し、医療機関からの依頼を受けて、医療通訳ボランティアを派遣しております。小田原市の本年度の利用実績は、1 月現在で、東海大学病院 25 件、平塚市民病院 1 件、小田原市立病院 1 件でございます。

次に、「災害時外国人住民支援に係る研究」並びに「多文化共生の意識向上に向けた研究」でございます。県と県内 32 市町で構成する「かながわ自治体の国際政策研究会」において、地域の国際化施策に関する調査研究を進めるとともに、県と市町村職員が合同で災害時における外国人住民支援について、研修会やフィールドワークを実施しました。

犯罪被害者等の人権としては 3 つの事業がございます。

「更生保護活動への支援」としては、更生保護活動団体である「小田原地区保護司会」や「小田原市更生保護女性会」に対しまして、補助金の交付や事務局としての事務的支援を行っております。

以上で、人権・男女共同参画課が所管する事業についての説明を終わらせていただきます。

○吉田委員長

ただいまの事務局説明について、ご質問はございますか。

では、皆様からの意見をお待ちしている間、私から質問させていただきます。

外国籍市民の人権に関連して、小田原市では災害時の外国人住民の支援に関するパンフレットの作成にはいけないというお話ですが、13言語実施し、76人もの登録があって、実際の依頼件数が4件、この余っているリソースをたとえばこうした方々に近日の問題としてパンフレットを作りたいというふうにご協力をご依頼して、早々にパンフレットを作るというのは不可能なのか。

○事務局【橋本主査】

現状では通訳・翻訳ボランティアについては前は文化政策課で外国籍の方との交流を主に所管していたところから回ってきておりまして、現状では日本語が不自由な外国籍市民の方が官公庁の窓口を利用する際の繋ぎ役という点で、ボランティアを派遣すると。まず市の窓口で外国籍の方が来庁したとき、人権・男女共同参画課に連絡がきます。私どもでお話を聞きますが、専門的な知識を要する税の関係とか、国民健康保険とかでの利用されることが多い。あるいは教育の現場で、三者面談時に利用することがあります。市で行う事業において、どこまでボランティアで負荷をかけるか、また、正当な対価を払って委託するというところもありますが、そのへんの関係のところはまだ十分な精査がされていないところがあります。また、内容につきましても翻訳をいただいたときに、内部でチェックができるか、ボランティアの方々のレベルなどの問題もありますが、これにつきましては県下の行政間で連携して対応しております。防災やごみの関係については県と県内市町村の連携による「かながわ自治体の国際政策研究会」でワーキングを作って、県内統一した形で対応できるようなものの研究を行っております。

喫緊の課題ということで認識していますが、十分な対応ができていないのが現状でございます。

○吉田委員長

3年以内に大きな地震が来るということですので、そのときに何の具体的な手立てもしていないということは避けたいと思いますので、難しいということはわかりますが、こういうようなツールを活用しない手はないと思いますが、もう一度ご検討いただきたい。

○畠山委員

外国籍とか女性については、市役所に行き、プライバシーが守れるような相談場所はあるのですか。

○事務局【橋本主査】

会議室の利用につきましては、今の市役所が建設された当初より需要が増えていますので、今日の会議につきましても、生涯学習センターの会議室を使用していると。どうしても会議室が不足している中、他課と共有しながら面談のスペースを確保している状況です。昨年度までは人権については福祉政策課が所管していましたが、窓口でのプライバシーの関係もございまして、庁舎内にパーテーションで仕切った個室を設けるなどして、プライバシーに配慮したものを用意しているという状況でございます。近年、相談件数が増加傾向にございますので、スペースが十分かというところも言えませんが、改善傾向にございます。

○畠山委員

すりガラスでもいいから、他人に見られないようなスペースが必要ではないかなと思いますが。相談者が事務所にきて相談室に担当職員が案内すると、その間に見られてしまうわけでしょ。そういうことを考えなくちゃいけないんじゃないの。

○事務局【菊地係長】

当課では専用スペースは持っていませんが、いくつかの個室になっているところを使用させていただくということで、各課にお願いし使用させていただいているという状況です。広報にもここで面接をするというふうには公表していません。なぜかというところ公表すると相談者が非常に危険だからです。どこで相談するかということは、その時々に応じて実

施していますので、相談者も対外的にも公表していません。危険性が伴いますので、その時にもっとも安全な場所で行っています。

○畠山委員

課のところに少しスペースがあってもいいと思うよね。それから他のところに案内するのはいいけどね。

○事務局【橋本主査】

同じ階にも場所は具体的にはお話しできませんがスペースがございまずので、基本的に足りない場合は他の階ということもありますが、相談に来られた方の思いもございまずるので、そのお気持ちを受け止めるような形で対応しております。

○畠山委員

このことについては要望しておきます。

二つめの質問ですが、市の職員は人権の研修を受けない人はいないと考えていいですか。

○事務局【荻谷課長】

まず、新採用職員研修の科目にここ10年以上は「人権」を採り入れていますので、そこで必ず1回は受講しています。その後につきましては、把握していません。最近入ってくる職員は学校で各種人権学習ということで、学んできております。

○畠山委員

採用時に受講しているということですが、今後10年ごとに受講させるとか、昇任時に受講するとか、やってもらえればと思いますが。

○事務局【荻谷課長】

新採用職員については、先ほど申し上げた新採用時のほか、主事昇任時の研修でも人権の研修を受講します。あと、全体的な研修は、「公務員倫理研修」の中に、人権を含めた形で実施しています。

○畠山委員

それから、教育の関係で資料の配架とありますが、どこに配架しているんですか。人権・男女共同参画課が持っているんですか。

○事務局【菊地係長】

研修の関係で1件追加をさせていただきます。男女共同の関係で毎年夏に1回、職員全体を対象とした男女共同参画推進に関する研修を実施しています。

それから資料については、人権一般のビデオと書籍ということで、人権・男女共同参画課の執務室に交流スペースを設けてございまず。長机と6脚ほどの椅子が置いてありますが、市民の方が自由に使えるようになってございまず。そこにビデオ等が配架してございまず。あと、先ほど御案内しました音羽プラザ2階の女性プラザにも男女共同に関する資料が置いてございまず。こちら希望があれば貸出しすることができます。

○畠山委員

マロニエの図書室とか、ほかのいろいろなところに置けるといいんだよね。お金の問題もあるけどね。

○事務局【橋本主査】

先ほどの研修の件ですが、人権の研修については、指針の策定時にも課題ということで、階層別、職域別、テーマ別ということで、今後体系的なものをどうしていくかということで、人権・男女共同参画課でも考えていかなくはないところですが、ただ、全職員を一度にというのは難しい面もございまず。昨年策定しました指針については、庁内のネットワークに搭載するとともに、各課にはどういう趣旨で策定したかということをおえて載せて目に触れていただくようにいたしました。人権については年数が経過するとどうしてもその時の社会情勢で大きく変わってきてしまいますので、今回パープルリボンの関係でもDVのことを周知し、気づいて、学んでもらう。これをそれぞれの職場において取組につなげていただくための仕掛けづくりをいたしました。これを研修という名目でやっているかということ、数としては少ないところもございまず。あと研修で難しいのは、私どもが研修の講師をすることがございまずですが、それぞれの分野ごとの当事者の気持ちのところまでは寄り添えないところもございまずるので、どうしても訴える力が弱い、その辺につきましては、人権団体が主催します講演会や研修会を通じて、当事者の

声を聞いていただけるようにしています。

○島山委員

小学生は、6年間通っている間に1回は人権の話を聞くという機会がございますか。そういう機会をつくることも人権・男女共同参画課の役割だと思うが。

○事務局【菊地係長】

それから、これは言葉の問題ですが、女性の問題というのが、引っかかるんですが。男女共同参画問題とか言い換えることはできないのかな。小学生への人権啓発ですが、現在は人権擁護委員が中心になりまして、3年生、4年生を対象にした人権教室と5年生・6年生を対象としたポスターコンクールを実施しています。ただ、全校一斉には、人権擁護委員の人数の関係等でできないので、市内を東西南北に分けて、4つのブロックから1校ずつですので、全部で25校ありますからスパン的には6～7年かかってしまう状況で一回りしています。何をしたかという、1コマの授業をいただき、ビデオを見て、そのあと話し合いをして、最後に感想文を書いて発表するという内容です。

ポスターコンクールについても、ポスターを描くということを通して家族や友達の間で人権について子どもの目線から話し合っ、それを形にさせていただこうということでやっております。一人のお子さんが6年間の間に必ず体験できるかという、今の体制では体験できないお子さんもいますので、今後の検討課題としていきたいと思ひます。

また、女性問題という言葉ですが、男女共同参画プランを例にすると、男性も女性もという面で、男女共同参画を謳っている部分と女性を上げ底にするというところで、女性を対象にしたダブルスタンダード構造を持っているんですね。やはり男性も女性もという形で進める一方では、まだまだ女性に限ったテーマとか課題が多いのが現状ですので、現時点では両方で使い分けて、二つの道筋から共にいきいき暮らしていく社会を作るということでやっております。現時点では両方の言葉を使い分けているのが現状でございます。

○島山委員

国や県でも女性という言葉を使っているの。女性問題っていう言葉は一般的に使っているの。

○事務局【菊地係長】

一般的に使われています。

○吉田委員長

ビデオと図書を貸すときに、人権男女共同参画課が推奨するものとか決め方というのは、毎年テーマがあったりするんでしょうか。映像を見せることで、割と抵抗なく映画等ですと見せることができるのでいいかと思ひますが。特にこの映画とかこのテーマとかいうふうなもって行き方というのは、可能でしょうか。

○事務局【菊地係長】

年間を通じての今年のテーマという形での貸し出しはしていませんが、ケースとして皆さんで研修とかグループワークで見るのに、何か題材がありませんかと来られるケースがほとんどなんですね。たとえば、先日セクハラに関して職場で研修をしたいので、何か映像資料を貸してくださいということで、そのときはこちらでいくつかお奨めするビデオを選んでお渡ししました。あとは小学校のPTAのお母さんたちに男女共同参画や女性問題、働き方などのビデオをお奨めしてお渡ししたこともございます。最近では「裁判員制度と人権」についてのビデオがないかということでDVDを貸したことがございます。

○事務局【橋本主査】

補足ですが、このような社会情勢の中で、予算も年々、切られているところですので。啓発ビデオに関しましても、2万からそれ以上ということですので、十分な予算がないという実情がござひます。

○吉田委員長

私はもっと低年齢のところを考えていて、コマーシャルでもいい映画というのはござひますよね。もっと低価格になると思ひますけれども。いくつか知られているものがあると思ひますが、そういうようなものを

推奨して、子どもとか生徒に見せませんかというような取組みというのはできるのではないかと思います。

○事務局【橋本主査】

学校現場ですと教育委員会で行っています。教育委員会の教育指導課と連携しながら行っています。しかしながら市長部局と教育委員会でそれぞれで行っているところがございます。現在、担当者同士で連携しながら進めていますが、今後もアイデアを出し合いながら情報交換しながら、さらなる連携をとっていきたいと思っています。

○廣井委員

私たち人権擁護委員で、小田原市内の小学校で人権教室をやっています。いま、事務局で概要をお話いただきましたが、たとえば、どのようなビデオを見せるかという場合、まず私たち人権擁護委員が見ます。また、県の会合の中で、話題にビデオの名前が上がったりするんですね。そういうものを見て、やっています。今は「プレゼント」という題名のビデオでいじめのお話です。「桃色のクレヨン」というビデオも委員の研修会で取り上げました。発達障害のお話です。たとえば、そういうことを取り上げた場合に、実際、人権教室の中で非常に難しい問題があるんですね。ですから、まず、私たちが見て、実際子どもたちにどのようにやるか考えます。先生方が学校でやる場合、やはり必要だと感じてやられると思います。

○工藤副委員長

質問というより要望になってしまいますが、よくやっていますねって感じなんです、特に女性の関係が。仕事が回っていくのかなという感じですが。

○事務局【菊地係長】

DV相談のところで、男性の被害者の相談というのは来ないのか。私どもでは、女性相談ということでやっていますが、市役所の中には、もう一つ相談窓口がございまして、市民相談といって市民のよろず相談を引き受けている所管がございます。心配事相談は民生委員さんをお願いしてますし、人権相談は人権擁護委員にお願いしております。

実際に、過去に男性の方からの相談があったことはございましたが、私どもでは受けておりませんので、その時は市民相談の心配事相談、もしくは一般相談、更に内容的に深刻であった何人かの方たちは、人権センターさんの男性相談をご案内したことがございます。

○事務局【橋本主査】

確かにすべてDVは、女性だけではないということですので、指針にもありますように、市民団体、関係諸機関との連携というところで、すべて行政が担わなければいけないというわけではなくて、そのときどきに応じて一番有効な手立てを検討できればというふうな形で取り組んでおります。

○事務局【菊地係長】

もう一点補足させていただきます。女性相談は女性しか受けませんと言いましたが、男女共同参画なのになぜだというご意見があるかと思いますが、男性の加害者が被害者を装って、来庁するとも限らないので、いまの状況では女性のみを対象とせざるを得ないという状況でございます。

○事務局【橋本主査】

男性相談というのが、被害を受ける側でなくて加害者で、妻を殴ってしまったとか、どういう形が多いかというのは把握していないんですが、この辺の相談状況について、工藤副委員長からお話いただければと思います。

○工藤副委員長

一昨年の7月から男性のDV相談をやっていますが、そのきっかけは、内の事務所にも加害者からも電話きますが、奥さんと子どもがいなくなっちゃったけれど、どこへ行けばいいんだと。それは答えられませんが、警察行ってもだめだし、どこかのシェルターに入っているんじゃないかとか、そういう電話がありました。そこで、私どもでは、どうしてそうなったんだということで、男性に対する相談も必要ではな

いかということが漠然とあったんですね。DV防止法でも男女共に被害者の対象という規定になっていますので、これはかなりニーズがあるのではないかということで始めたのがきっかけです。どうして加害者になるのかということですが、今の社会状況をそのまま反映しているような気がいたします。職場の人間関係でいろいろあって、イライラしたとか、はげ口がないとか、結構あります。そういうことが影響しているのではないかと思います。年代はあまり関係ありません。30代が多いですが。基本的には20代から70代までです。統計からは30代が3割と多いです。市民に暴力をふるうという人がいないので、特に夫婦の問題はかなり深刻な問題となっております。相談といっても話を聞くだけですが、話を聞いて納得する方と何回もリピーターで電話をかけてくる方といろいろです。その中で男性の被害者の方はかなり深刻な方がいまして、自殺寸前で私どものほうに駆け込んでくるという方もいます。家へも帰れない、車の中で寝泊りしている、どこへ行っても相談するところがないということもあり、深刻で悲惨な状況の場合もあります。

それから藤沢市でやっていることですが、各課に人権関係の取組みについて年間計画を立てさせるんです。3年目になります。小田原市でも人権男女共同参画課が指導性を発揮してやったらどうかなと思っています。

○事務局【橋本主査】

DVの関係ですが、男性女性問わず共に被害者にも加害者にもならないということが、まず大切なことかなと思います。そのためには、啓発が必要だということで、人権・男女共同参画課が設置されるに当たりまして、従来、啓発と相談支援が別々でしたが一緒になりました。そこで、より実態に応じた啓発につながるようになりました。男性・女性と言いましても、DVについては若年層や高齢、夫婦間などの場合があります。さらに日本人と外国籍の方との国際結婚において、DVがあった場合に言語の壁があります。問題が複雑であり複合化してきております。さらに外国籍住民への支援という部分でも人権・男女共同参画課の範疇にあり、高齢者や障害者の所管、政策的なところが一元化されたことによって、総合的に見れるということでは当課が設置されたことは良かったかなと思っています。

各課にテーマを定めてということですが、事務事業を多く抱えておりますので、本来であれば手放しつつ、政策的なところで動かしていきたいところもございまして、まずは体制をしっかり固めるのが重要であると思っています。1年間やってきた中での課題というものもございまして、それを踏まえ徐々にではありますが改善していきたいと考えております。

○吉田委員長

工藤副委員長がお話した問題点で、男性の被害者、加害者の相談窓口のお話を聞いたところでは、いろいろと難しい問題があるようです。それと、啓発活動ですが、通常加害者向けのセミナーであるとか、カウンセリングというのが通常的手段だと思うんですが、専門家がいなかったり、それぞれ難しい問題があるとは思いますが、対応について、セミナーとかカウンセリングについてはどのような状況でございましてか。

○事務局【菊地係長】

現在の行動計画であります男女共同参画プランにおきまして、市町村のDV基本計画を作りましたが、現時点では女性を対象としておりますので男性加害者へのフォローアップ的なことは今後の検討課題とさせていただきます。

○吉田委員長

ほかに質問内容ですので、人権・男女共同参画課以外のところで是非聞きたいということがございましたらご発言ください。よろしゅうございますか。

それでは、次に人権推進体制のところ、事務局から説明願いたいと思います。

○事務局【荻谷課長】

推進体制ということで、前回の委員会では23年度に人権・男女共同参画課が設置されたということで、説明をさせていただきました。

先週の3月23日に職員の異動の内示がございました。この4月1日から当課は私と菊地が引き続きということで、橋本につきましては異動となり、新たに2人の職員が当課に異動してまいります。橋本につきましては、同和をはじめ6年間、人権に関する業務に携わってまいりましたが、このたび経済部の農政課に異動となります。

代わりまして、福祉政策課と高齢介護課から主査級職員2名、配属となり、課全体として正規職員1名増員となります。今回の人事異動で、福祉部門から中堅職員2名迎えることとなり、福祉方面の人権関係のチェック機能が強化されるのかなと期待をしております。しかしながら、他市の事務局体制から比べれば、まだ弱い部分がございます。当面の対応といたしまして、本年度に引き続き、臨時職員1名を継続雇用することになりましたので、これに男女共同参画推進嘱託員1名、婦人相談員1名、計7名で来年度につきましては人権施策を推進していくことになりましたので、ご報告をさせていただきます。24年度の組織の体制については以上でございます。

○吉田委員長

ただいまの説明で御質問ありますか。

○島山委員

せっかく増員になったんだから、人権のコントロールタワーになってもらいたいですね。

職員の個性に頼るのではなくて組織で相談課連絡会議とか作っていかないとだめだと思うんだよね。というふうにご提案申し上げておきます。

○事務局【荻谷課長】

前回の委員会でもご指摘ございましたが、関係課の庁内連絡会議もはっきり申し上げて形骸化しております。情報共有ということで、メンバーが課長職ということで集まっていたけど、情報共有をしておりませんでした。いずれにしても形骸化しておりますので、ただいまのご意見も参考にいたしまして組織体制について、これから検討してまいりたいと思います。

国のほうも、昨年度11月に、男女共同参画の関係で、10年前に計画を策定したが、なかなか進まないということで、第三次のプランが策定されました。その中の主だったものは、具体的な数値目標を立てたということですが、何らかの形で目標を持っていかないと進まないのかなということですので、検討してまいりたいと思います。

○吉田委員長

関連した質問を私からもさせていただきます。指針を実行に移す基本計画の策定について考えていますかという質問です。

もうひとつは、所管課としてポリシーを持って人権の推進に当たられるというふうには思うんですが、そうした視点を年次の目標を求めるとか、人権男女共同参画課としてどこに重点を置くかということや毎年定めるとか、そういう方策のお考えはないのかというコメントを申し上げます。

○事務局【荻谷課長】

まだ具体的に話は進めておりませんが、県内では11市ほど指針を策定しておりますが、条例を策定している自治体はございません。基本計画につきましては横浜、川崎市においては基本計画、行動計画のようなものが作られておりますが、それ以外では指針の策定以外は進んでいないという状況です。県や横浜・川崎などの先進都市の流れで行けば、指針だけでは具体的にどういうふうに進めていくんだということになるので、実効性のあるものにしていくために、基本計画を作っていくのかなと個人的には思っております。この1年間で検討していきたいと思っております。

次のポリシーを持って進めるべきではということですが、今、基本計画のことについて話しをさせていただきましたが、その辺も含めて指針だけではだめかと思しますので、基本計画またはそれに準ずるものを検討していきたいと思います。

○吉田委員長

小田原市の人権の推進について、喫緊の優先的な課題は何でございませうでしょうか。今、お答えする必要はないんですが、今後、計画を進めていっていただきお答えいただきたいと思います。

○事務局【荻谷課長】

次に、その他のところにはいりたいと思います。来年度における当委員会の活動について、事務局から説明をいただけますか。

来年度の予定ですが、前回の委員会でもいろいろご議論いただきました。事務局としては本年度同様、本推進委員会としては2回の開催を予定しております。1回目につきましては、本年度同様、各課の取組み状況をとりまとめご報告し、皆様からご意見をいただきたいと思います。

2回目につきましては、本年度は年度末の最終日になりましたが、年度末のもう少し早い時期に開催し、本年度同様に進めてまいりたいと考えております。

○吉田委員長

なお、前回ご質問ございました委員会開催の回数を増やすことにつきましては、市の事情もございませうが、来年度は必要に応じて打合せという形で、正副委員長を中心に進めていきたいと考えております。

補足して私から提案をさせていただきます。年2回開催でございませうので、本年度と同じようにベースを事務局で作っていただきましたので、こうした形で、各課から事業内容のご説明、ご回答を得ることが人権・男女共同参画課からのご提案でございませう。もうひとつが、年度ごとにテーマを決めまして関係課を何年かで回るという形で、個別の課題を関係課の職員に出席をいただいて検討するというのを考えたいと思っております。

順不同なんです、テーマごとに、子どもの人権、高齢者の人権、障害者の人権、患者の人権というように、指針の沿った形、ボリュームによりましては、ホームレスの人権、インターネットの人権、その他の人権というような形で、3つぐらいに割り振りまして、毎年テーマを変えて担当課をお呼びするというふうな形ではいかがなものかと思うのですが、いかがでしょうか。

もう一点、説明を加えたいのですが、会議を始める前に、打合せをやっています。その場合、会議の回数をふやすことは難しいんですが、もし、ご出席が可能な方、意見をお持ちであれば、どこかで打合せにご参加いただくというようなことで御承知願えないかというふうなことで、先ほどの説明の趣旨はそういうことでございませう。

年度ごとのテーマを決めて関係課と対話をする、そういう形でのレビューをすることについてご意見がありましたらお聞かせください。

(意見なし)

担当課から、近日で力を入れている分野が子どもの人権ということから、来年度に子どもの人権に関係する各課から子どもの人権を主にテーマにしてやりとりをするのはいかがかというご提案がございました。ここにリストがあがっていますが、高齢者の人権、障害者の人権、患者の人権というように、高齢者が次回で、26年度に障害者の人権というふうにはいってありますが、翌年のテーマを前年に決めるということでもよろしいでしょうか。もうひとつ、必要に応じてトピックを採り入れ、事案があれば追加が可能であるということで、進めてまいりたいと思ひますがよろしいでしょうか。(了承の声あり)

それでは、子どもの人権に関わる担当課について、そのような進め方

をお伝えしていただき、ご用意していただくということで願いたいと思います。

次回の開催については、今回話し合うことになってますか。

○事務局【荻谷課長】

全庁的な取組みの報告について、決算との絡みもありますので、10月ないしは11月の早い時期になってしまうのかなと思っております。

会場の確保はしておりません。来年度は日程等の調整は早めにさせていただきたいと思っております。

○吉田委員長

その際に、担当課においていただき、ご説明をいただく。事前に今回お出しいただいたような事業内容と当年度に特別のテーマに当たっていない一般的な事業内容を事前に配布いただいて質問が出せるんですか。

○事務局【荻谷課長】

今年度と同じように、取組み状況について夏ごろには照会をかけて、早めに委員会の前に、委員の皆様、内容を見ていただくということで、取組み内容について資料を作成し、送付させていただこうと思います。

ですから、第1回の委員会のときに、内容について質問をいただくということです。

○吉田委員長

そうすると、2回目はとりまとめができるのか。その点については、また検討しましょう。

○畠山委員

議事録を作っていたんですが、すごく精密なんです。これをテープ起こしすると、一人の人がやると、2～3日かかってしまうんです。こんな無駄なことはやめたほうがいいと思うんです。何が議論されたということが市民にわかればいいことで。概略だけにしたほうがいいと思います。それよりも何をやらなければいけないかに時間を使ってもらいたい。

○吉田委員長

そういう形の議事録にいたしますと、発言がカットされる場合があるとか、趣旨が十分に通じないというようなことがあります。

○事務局【荻谷課長】

情報公開等で趣旨が伝わらない場合がありますので、テープ起こしについては、確かに時間がかかりますが、事務局としてはやらせていただいて、どういう形で公表するかは検討させていただきたいと思います。

ご報告ですが、本日ご欠席の佐藤委員におかれましては、4月1日の人事異動によりまして、異動になるということでございます。後任の方につきましては、要綱により委員の任期の残期間をお願いするというところで考えておりますのでよろしくお願いたします。

橋本主査異動あいさつ（経済部農政課へ）

○吉田委員長

それでは、以上を持ちまして本日の委員会を閉会いたします。長い間ありがとうございました。